

## 6. 勾留における旗国代行機関(RO)の責任

6.1 パナマ当局は Tokyo MoU 及び Paris MoU の RO 責任基準を以下に定義し、これを受諾する。

拘束可能な欠陥は、以下の場合に RO と関連付けられます。

1. 腐食、減耗、亀裂および座屈を含む重大な構造的欠陥(ただし、RO が実施した前回の調査以降に欠陥が発生していることが明らかではない場合)、または
2. 機器または構造物以外の艤装品(消火配管、エアパイプ、貨物ハッチ、レール、マスト、換気トランク/ダクト、居住区およびレクリエーション施設など)の重大な欠陥 RO が実施した最後の調査から 90 日未満であること(ただし、RO が実施した最後の調査以降に欠陥が発生したことが明らかでない場合)。
3. 前回の調査の時点で明らかに存在していたであろう機器または非構造継手の重大な欠陥。又は
4. 前回の調査の時点で期限切れとなっていた機器に関連する重大な欠陥、または
5. 前回の調査の時点で明らかに存在していた法定証明書の発行に関する規定を遵守するために必要な場合、計画およびマニュアルの承認または承認が欠落していること。又は
6. 監査が過去 90 日以内に行われた ISM コードの要件の効果的かつ体系的な実施の欠如の明確な証拠があり、RO が実施した最後の監査に存在していたという明確な証拠がある重大な不適合。操船訓練や運用管理も失敗の明確な裏付けとなる証拠として含まれる場合があります。
7. タイトル 3 の規則 3.1 に詳述されている居住区およびレクリエーション施設に関する MLC コードの要件の実施の欠如の明確な証拠があり、RO が実施した最後の検査時に存在していたという明確な証拠がある場合、拘束可能な MLC に対する欠陥とされる。

6.2 RO は、PSC の検査の結果、組織によって発行された RO の責任および法定証明書に関する不備がある場合、警告メモ、一時停止またはキャンセルなどの行動を含む、再発を防止および回避するために従うべき行動を詳述し、影響を受ける法定証明書を発行または承認するために調査を実施した調査員に対して、手順を確立していかなければなりません。

MOU(東京、パリ)が定めた RO 責任基準の相談をお勧めします。附属書 2、附属書 3 および RO コード、第 6 章:性能測定、分析および改善を参照してください。

6.3 当局は、PSC 検査の結果および RO の責任が検出された状況など、RO のパフォーマンスを常に監視している場合もあります。それは、内部の不正行為手順に従って、ケースバイケースで制裁される可能性があります。